　　年　　月　　日受付

**辰野町デマンド型乗合タクシー利用者登録申請書**

* 辰野町デマンド型乗合タクシーの利用を希望される方は、この用紙に必要事項をご記入の上、辰野町役場までご提出ください。
* この申込書は、利用される方お一人につき1枚ご提出いただく必要があります。
* 登録は随時受け付けておりますが、登録手続きに一週間から10日程度かかりますので、余裕を持ってご提出ください。

**【記入欄】**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **住所** | 〒 　　-  辰野町 | | | | | |
| **自治会名**  **（1つに○）** | ・宮　所　・小横川　・宮　木　・新　町　・羽　場　・北大出  ・下辰野　・上辰野　・平　出　・沢　底　・赤　羽　・樋　口 | | | | | |
| フリガナ |  | | **性別** | 男　・　女 | **生年月日** | （大正・昭和・平成・令和）  　　年　　月　　日 |
| **利用者氏名** |  | |
| **自宅電話番号** | ―　　　　　　　　　　　― | | | | | |
| **携帯電話番号**  **（お持ちの方のみ）** | ―　　　　　　　　　　　― | | | | | |
| ・運行の遅れが生じた場合、**携帯電話が第一連絡先**となりますが、携帯電話をお持ちでない場合はご自宅に連絡します。 | | | | | | |
| **利用を開始する年・月** | 令和　　　　　年　　　　　月から | | | | | |
| **区分**  **（該当者は○印を**  **つけてください。）** | ・障がい者手帳　・運転経歴証明書  ※障がい者の方は利用料金半額  ※運転免許自主返納者は利用の初回月から１年間定額運賃1,000円引き | | | | | |
| ・障害者手帳・運転経歴証明書に「〇」をつけられた方は、その写しを添付してください。 | | | | | | |
| **保護者の同意**  **※未成年者（18歳未満の方）が利用登録する場合** | | 保護者氏名 | | | | |

**＜定額利用チケット等購入代金のお支払いにあたってのご注意＞**

* 定額利用チケットの購入代金は、各月15日に口座から引き落とします。現金で利用する場合は各月1回目の乗車の際に運転手へお支払いください。代金と引き換えに定額利用チケットをお渡しします。
* 都度払い運賃は、乗車の際に運転手へ現金でお支払いください。
* 定額利用チケットは、利用を開始する月の1日から末日までの1ヶ月間、ご利用いただくことが可能です。
* 口座引き落としの場合、利用中止の申し出がなされない限り、利用期間は1ヶ月単位で自動更新となります。
* 新たに利用申込をいただいた場合、初回月は無料となります。（月の途中でも利用開始できます。）

【提出先】辰野町役場 まちづくり政策課 まちづくり係 　電話0266-41-1111

裏面もご記入ください。

令和　　年　　月　　日受付

**個人情報の取り扱いに関する同意書**

辰野町では、本申請書にてお預かりした個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

1. 利用目的

辰野町はお客様の個人情報を以下の目的で利用します。

* 1. お客様の「利用者登録申請書」に記入していただいた個人情報を以下の目的で利用します。

・定額乗合タクシーの運行および運行管理のため

* 1. 取得した予約履歴や利用履歴等の情報を分析して、以下の目的で利用します。

・定額乗合タクシーの運行サービス改善のため

・定額乗合タクシーの利用促進やサービスに関する広告表示のため

1. 第三者提供

辰野町は、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはしません。

* + 個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき
  + 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
  + 法令に基づく場合
  + 人の生命、身体又は財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが難しい場合
  + 公衆衛生の向上・児童の健全な育成のために特に必要で、本人の同意を得ることが難しい場合
  + 国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要があり、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合
  + 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合、個人データの提供が学術研究成果の公表等でやむを得ないとき
  + 個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合、個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき
  + 第三者が学術研究機関等である場合であって、第三者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき

1. 開示請求

貴殿の個人情報について、ご本人には、開示・訂正・削除・利用停止を請求する権利があります。手続きにあたっては、ご本人確認のうえ対応させていただきますが、代理人の場合も可能です。詳細については、以下「個人情報相談窓口」へご連絡ください。

＜個人情報相談窓口＞

|  |
| --- |
| 辰野町役場 まちづくり政策課 まちづくり係　個人情報問い合わせ窓口  　〒399-0493　　長野県上伊那郡辰野町中央１番地  　TEL：0266-41-1111　　　　FAX：0266-41-3976  E-mail：tyakuba@town.tatsuno.lg.jp |

以上

私は、上記の個人情報取り扱い事項について同意します。

　　年　　月　　日

本人署名（登録者が未成年者の場合は保護者署名）